
第三 健康づくり対策

- 1 「健康くらしき21」事業の推進
- 2 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進
- 3 母子保健対策
- 4 成人保健対策
- 5 栄養改善対策
- 6 歯科保健対策
- 7 たばこ対策

第三 健康づくり対策

1 「健康くらしき21」事業の推進

(根拠法令 健康増進法 第8条)

<事業概要>

倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としていたが、国や県の計画との整合性を図るため、令和元年7月開催の倉敷市健康増進計画審議会において計画期間の延長が決定され、平成23年度から令和5年度までの13年間の計画となった。

一次予防に重点を置いた倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」を推進することにより、健康寿命の延伸、生活習慣病の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指す。推進にあたっては、市民がまず自らの健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守りつくるという基本的な考えを基に、関係団体と連携し、それぞれの役割を担いながら活動を展開することにより、効果的に健康づくりの輪が地域へ広がることを目的とする。

倉敷市の主な健康課題の解決に向け、特に重要と考えられる「運動」「栄養」「休養」「歯の健康」「たばこ・アルコール」「健康管理」の6分野について重点指標を掲げ、取り組みを推進している。

平成28年度からは、平成27年度に実施した中間評価の結果を受け、新たに「糖尿病予防」を切り口とした6分野の効果的な推進を図っている。また平成30年度から「くらしき健康応援事業」を開始し、これまで自身の健康づくりに意識が向きにくかった市民の方にも健康実践へのきっかけづくりとなるよう働きかけを強化している。

計画最終年度である令和5年度は、アンケート調査等を実施し、取り組みの成果や課題を把握し、最終評価を行った。今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市食育推進計画」と統合した「くらしき健幸プラン」の策定を行った。

<実施内容>

- ・健康増進計画推進のための会議を開催
 - 倉敷市健康増進計画審議会(年3回)
 - 庁内検討会(年2回 書面会議)
 - ワーキンググループ会議(年4回)
- ・各地区推進会議の取り組みをサポート
 - 倉敷地区「健康づくりの輪を広げよう会」(年6回)
 - 児島地区「児島の健康づくりを考える会」(年7回)
 - 玉島地区「玉島地区推進会議」(年6回)
 - 水島地区「～水島地区～「健康くらしき21・Ⅱ」ひろめ隊」(年4回)
 - 真備地区「真備地区推進会議」(年3回)
- ・健康くらしき21全体会を開催
 - 市民と一緒に考える会(年2回)
- ・くらしき健康応援事業による健康実践へのきっかけづくり
 - くらしき健康応援団講座(50回、1,092人)
 - くらしき健康応援ガイドの発行(年2回)
 - 測定体験(141回、10,008人)
 - くらしき健康ポイント事業
 - くらしき健康応援事業講演会(市内4地区で開催)

2 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進

(根拠法令 食育基本法)

<事業概要>

市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とし、食育を推進する。

第三 健康づくり対策

第二次倉敷市食育推進計画を基に、「食の知識・体験」、「食を通じての健康づくり」、「食文化の継承・交流」、「食の安全・安心」の4つの柱を掲げ、健全な食生活を実践できる人づくり、食を通じての健康づくり、協働による地域づくりのための事業を推進する。平成 27 年度の間評価から、課題が明らかとなった若い世代や男性に対しての食育推進強化、生活習慣病予防として特に糖尿病予防対策の強化、食品の安全性についての情報提供の充実を図る。また、災害経験を踏まえ、平時からのバランスの良い食生活と備蓄食品の活用についての啓発を強化する。当初、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間としていたが、国や県の計画を鑑み、また健康増進計画「健康くらしき21・II」との整合性を図り、次期計画を策定することが望ましいことから、令和5年度まで計画延長することを令和元年7月開催の倉敷市食育推進会議にて決定した。令和2年度は目標値の再設定を行い、SDGsの視点をふまえ、自然に健康になれる食環境づくりを計画に位置付けた。そして、令和3年度には、自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」を始動した。令和5年度は、第二次倉敷市食育推進計画の最終評価を行い、今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市健康増進計画」と一体化した「くらしき健幸プラン」の策定を行った。

<実施内容>

- ・食育の推進のための会議を開催
 - 倉敷市食育推進会議(年3回)
 - 庁内検討会(年3回 書面開催)
 - ワーキンググループ会議(年4回)
- ・若い世代・男性を対象にした取り組みの強化
 - こどものための食育フェア(参加人数 延べ 9,309 人)
 - 産・学・官協働事業「くらしき健康プロジェクト(イオンdeくら★けん)」等(年2回 1,236 人)
 - 男性・親子料理教室 等
- ・生活習慣病、特に糖尿病予防対策の強化
 - 倉敷市食育栄養まつり(5会場実施)
 - 栄養教室伝達講習会 等
- ・食品の安全性についての情報提供の充実
 - 食品の検査及び食の安全・安心の啓発
 - 食品衛生講習会 等
- ・啓発の充実
 - 災害への備えとして、備蓄食品の活用方法、日頃からのバランスよい食事を摂ることの重要性を啓発
 - 食育ポータル 等

3 母子保健対策

(1) 子育て世代包括支援センター運営事業

(根拠法令 母子保健法 第 22 条)

<事業概要>

平成 29 年7月より子育て世代包括支援センターとして「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を市内5か所に設置・運営し、母子保健事業及び社会資源の活用や相談支援体制の強化等を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図る。令和6年3月より母子手帳アプリ(くらしき子育てアプリ)の提供を開始した。

<実施時期>

平成 29 年7月より実施

① 「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」

<事業概要>

倉敷、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に設置した「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」において、保健師や助産師などの資格を持つ専任の相談員「すくすく相談員」12 名を配置し、妊娠期から子育て期までの相談や母子保健事業等のサービス利用の相談に対応する。

＜相談支援実施状況＞ (単位:件)

区分 年度	相談室利用	相談専用 ダイヤル利用	来所相談
3	4,170	1,735	2,784
4	4,583	1,917	2,649
5	5,129	1,982	2,745

② 従事者・関係者研修等

＜事業概要＞

各保健推進室職員及びすくすく相談員、子育て支援関係機関職員等に対し、母子保健に関する研修や連携会議を行い、個々の対応力の向上を目指すとともに、各組織間の連携強化を行う。

＜研修・連携会議等実施状況＞

研修・会議名	対象者	回数	参加者数
子育て世代包括支援センター関係者研修会	保健師、助産師等	1回	27人
すくすく相談員研修会	すくすく相談員、保健師等	4回	60人
すくすく相談員連絡会議	すくすく相談員、保健師等	7回	93人

(2) 出産・子育て応援事業

(根拠 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱 令和4年12月26日付け子発第1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙、倉敷市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱 令和5年倉敷市告示第126号)

＜事業概要＞

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に実施する。

＜実施時期＞

令和5年2月8日より実施

＜負担割合＞

伴走型相談支援 国2/3 県1/6 市1/6(令和5年4月～9月)
国1/2 県1/4 市1/4(令和5年10月～令和6年3月)
出産・子育て応援給付金 国2/3 県1/6 市1/6

① 伴走型相談支援

＜事業概要＞

市保健所及び児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内にある「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」にて、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなげる。妊娠届出時の面談、妊娠7～8か月アンケートの実施及び希望者への面談、産後の面談等を実施する。

＜対象者＞

妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯

＜事業実績＞

市内の全妊婦 妊娠7～8か月アンケートを通知 3,323人

② 出産・子育て応援給付金

＜事業概要＞

経済的支援として、妊娠期に出産応援給付金、出産後に子育て応援給付金を給付する。

＜対象者＞

- ・出産応援給付金:妊娠の届出をし、面談を受けた妊婦
※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子どもの母」及び「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦」についても、遡及分として対象とする。
- ・子育て応援給付金:出生した子どもの養育者で面談を受けた者
※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子ども」についても、遡及分として対象とする。

第三 健康づくり対策

< 給付実績 >

(単位:件、円)

年 度		出産応援給付金		子育て応援給付金	
		件数	支給額	件数	支給額
4	遡及対象分	2,687	134,350,000	2,722	136,100,000
	事業開始後分	119	5,950,000	2	100,000
5	遡及対象分	2,298	114,900,000	299	14,950,000
	事業開始後分	3,659	182,950,000	3,164	158,200,000

(3) およこ健康手帳の交付

(根拠法令 母子保健法 第16条)

< 事業概要 >

妊娠したものを早期把握することにより、妊娠中の健康管理、育児等についての不安の除去、母子保健制度等の周知を行う。

< 対象者 >

妊娠の届出をした妊婦(ただし、妊娠中交付を受けていない場合は出産後においても交付)

< 妊娠届出状況及び手帳交付数 >

(単位:人)

年度	区分	妊 娠 届出数	届 出 時 の 妊 娠 週 数					若・高年妊婦		手 帳 交付数
			～11	12～21	22～27	28～	不明	～19歳	35歳～	
3		3,848	3,696	139	9	4	-	36	911	3,963 (多胎 56) (再 59) (出産後0)
4		3,494	3,345	138	7	4	-	29	845	3,584 (多胎 36) (再 52) (出産後2)
5		3,467	3,336	111	15	5	-	37	820	3,557 (多胎 47) (再 41) (出産後2)
内 訳	倉 敷	1,932	1,868	51	11	2	-	14	482	1,972
	児 島	308	294	13	-	1	-	9	74	320
	玉 島	476	461	12	3	-	-	4	105	493
	水 島	671	634	34	1	2	-	8	140	689
	真 備	80	79	1	-	-	-	2	19	83

(4) 健康相談事業

① 妊婦相談

(根拠法令 母子保健法 第9条)

< 事業概要 >

およこ健康手帳交付時等に妊娠・出産・育児についての相談指導を行い、かつ母子保健サービスの情報提供を行う。

< 対象者 >

妊娠の届出をした妊婦

<実施状況> (単位:人)

年度	妊娠届出数	相談人数
3	3,848	3,848
4	3,494	3,494
5	3,467	3,467

②育児相談

(根拠法令 母子保健法 第9条、第10条)

<事業概要>

乳幼児の身体的・精神的発達を促し、母親の育児に対する不安、悩みの解消に努める。

<対象者>

乳幼児

<実施状況> (単位:人)

年度	相談人数
3	8,377
4	7,644
5	7,093

(5) 健康診査事業

① 妊婦・乳児一般健康診査(医療機関委託事業)

(根拠 母子保健法 第13条、倉敷市妊婦乳児一般健康診査事業実施要綱 平成25年倉敷市告示第222号)

<事業概要>

妊婦及び乳児の健康診査の一層の徹底を図るため、妊婦一般健康診査、及び乳児一般健康診査について医療機関に委託し保健管理の向上を図る。対象者1人につき妊婦14回(多胎妊婦加算5回)、乳児3回の健康診査等の受診票を発行する。

<対象者>

妊婦及び乳児

<負担割合>

国1/2 市1/2(多胎妊婦加算分のみ)

<妊婦一般健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	妊婦一般健康診査						検査所見(要精密・要医療・経過観察)の内訳								
	実人数	延べ人数	結果内訳				妊娠高血圧症候群	貧血	切迫流産・早産	糖尿病(尿糖含む)	膣炎・感染症	胎児の異常	胎位の異常	その他	計
			異常なし	要精密	要医療	経過観察									
3	3,817	45,439	43,786	102	1,149	402	36	847	264	177	31	31	72	195	1,653
4	3,499	41,542	39,877	90	1,235	340	13	920	265	144	33	27	52	211	1,665
5	3,379(0)	39,496(0)	37,714	67	1,422	293	24	1,009	325	131	34	12	42	205	1,782

※ 令和5年度より多胎妊婦加算開始。()はうち多胎妊婦用受診票を利用した人数。

第三 健康づくり対策

<乳児一般健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	乳児一般健康診査						検査所見(要精密・要医療・経過観察)の内訳														
	実 人 数	延 べ 人 数	結果内訳				発 育 不 良 ・ 遅 延	皮 膚 疾 患	循 環 器 疾 患	呼 吸 器 疾 患	消 化 器 疾 患	眼 の 異 常	耳 鼻 咽 頭 の 異 常	腎 ・ 泌 尿 器 ・ 性 器 の 異 常	骨 ・ 筋 肉 ・ 神 経 の 異 常	小 児 特 定 疾 患	染 色 体 異 常	整 形 外 科 疾 患	精 神 発 達 の お く れ	そ の 他	計
			異 常 な し	要 精 密	要 医 療	経 過 観 察															
3	3,683	11,302	10,884	72	346	-	64	141	49	14	5	9	4	31	3	1	5	32	1	59	418
4	3,581	10,446	10,131	61	254	-	63	80	33	23	10	6	4	20	6	-	6	14	-	50	315
5	3,200	9,583	9,230	68	285	-	52	93	41	25	11	5	4	35	8	-	7	22	2	48	353

② 産婦健康診査(医療機関委託事業)

(根拠 母子保健法 第13条、倉敷市産婦健康診査事業実施要綱 平成31年倉敷市告示第173号)

<事業概要>

産後間もない時期の心身の不調や育児不安などを早期に把握し支援につなげるため、産婦健診を医療機関に委託し、産後うつ状態の早期発見及び新生児への虐待防止等を図る。対象者1人につき2回の健康診査等の受診票を発行する。

<対象者>

産後8週間以内の産婦

<実施時期>

令和元年度より実施

<負担割合>

国1/2 市1/2

<産婦一般健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	産婦一般健康診査						※EPDS	
	実 人 数	延 べ 人 数	結果内訳				点数	
			異 常 な し	要 精 密	要 医 療	経 過 観 察	八 点 以 下	九 点 以 上
3	3,774	6,665	6,306	3	12	344	6,052	613
4	3,448	6,534	6,170	6	14	344	5,928	600
5	3,263	6,190	5,711	1	14	464	5,634	549

※ EPDS(エジンバラ産後うつ自己評価票)とは、産後うつ病を早期に発見するために考案された、10項目からなる自己記入式の質問票である。10項目の点数の合計が30点中9点以上の場合には、「うつの可能性が高い」と判断される。

産婦健康診査によってEPDSの結果を含め、総合的に支援が必要と判断された場合、医療機関からの連絡により、母親に対し保健師が電話相談や家庭訪問などによる支援を行っている。

③ 1歳6か月児健康診査

(根拠法令 母子保健法 第12条)

<事業概要>

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

<対象者>

1歳6か月児

<内 容>

身体発育(体重、身長等)及び栄養状況・内科診察・歯科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導・心理相談

(一部)・精密健康診査(医療機関委託)

平成13年8月から1歳6か月児健診時に医療給付課のアレルギー健診を併せて行っている。

<実施回数>

倉敷地区 毎月2回、児島・玉島・水島地区は毎月各1回実施、真備地区は3か月おきに実施

<診査結果>

(単位:人)

年度	区分	対象 児数 A	受診 児数 B	受診 率 B/A (%)	発育値(体重)			指 導 区 分			
					10 % 以 下	11 % 以 上	90 % 以 上	正 常	経 過 観 察	要 精 健	要 治 療
3		3,859	3,745	97.0	369	3,030	346	2,874	502	83	286
4		3,767	3,679	97.7	368	2,996	314	2,866	479	71	263
5		3,683	3,604	97.9	401	2,916	286	2,829	428	108	239
内 訳	倉 敷	1,806	1,833	101.5	233	1,452	147	1,345	253	81	154
	児 島	520	457	87.9	36	379	42	394	36	3	24
	玉 島	507	515	101.6	57	425	33	379	86	12	38
	水 島	752	705	93.8	58	588	59	622	51	12	20
	真 備	98	94	95.9	17	72	5	89	2	-	3

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

(単位:人)

年度	区分	診査所見(経過観察・要精健・要治療の内訳)											
		耳 の 異 常	鼻 咽 喉 の 異 常	眼 の 異 常	皮 膚 疾 患	呼 吸 器 疾 患	四 肢 の 異 常	心 臓 疾 患	精 神 発 達 の 遅 れ	言 語 発 達 の 遅 れ	運 動 発 達 の 遅 れ	け い れ ん	そ の 他
3		6	10	20	248	35	6	38	26	272	37	9	304
4		8	6	18	207	28	13	23	30	258	27	7	301
5		8	4	22	20	38	5	28	23	196	27	6	355

<アレルギー健診結果>

(単位:人)

年度	区分	受 診 児 数 B	素 因 児 数 C	素 因 児 率 C/B (%)	素 因 児 数 内 訳					
					健 常 児 数	要 指 導 児 数	要 経 観 児 数	要 精 健 児 数	要 治 療 児 数	治 療 中 児 数
3		3,758	2,993	79.6	2,444	146	103	2	13	285
4		3,686	2,792	75.7	2,382	102	59	1	6	242
5		3,608	2,893	80.2	2,409	120	119	-	9	236

第三 健康づくり対策

<精密健康診査結果>

(単位:人)

年度	要 精 健 児 数 E	精 健 票 発 行 数	精 健 受 診 児 数 F	精 健 受 診 率 F/E(%)	精健結果			精健結果(経過観察・要再検・要治療)内訳									
					異 常 な し	経 過 観 察 ・ 要 再 検	要 治 療	耳 の 異 常	鼻 咽 喉 の 異 常	皮 膚 疾 患	眼 の 異 常	呼 吸 器 疾 患	四 肢 の 異 常	口 腔 異 常	心 臓 疾 患	脳 性 小 児 麻 痺	そ の 他
3	83	84	75	90.4	27	39	9	1	-	3	-	-	6	-	-	-	38
4	71	74	50	70.4	7	36	7	-	-	5	-	-	4	-	-	-	32
5	108	111	95	88.0	26	67	2	-	-	1	4	-	4	-	3	-	59

④ 3歳児健康診査

(根拠法令 母子保健法 第12条)

<事業概要>

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

<対象者>

3歳6か月児

<内 容>

検尿・身体発育(体重、身長等)及び栄養状況・視聴覚検査・歯科診察・内科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導・心理相談(一部)・精密健康診査(医療機関委託)

<実施回数>

倉敷地区 毎月2回、児島・玉島・水島地区は毎月各1回実施、真備地区は3か月おきに実施

<診査結果>

(単位:人)

年度	区 分 対 象 児 数 A	受 診 児 数 B	受 診 率 B/A(%)	発育値(体重)			指 導 区 分				尿 検 査				視 覚 検 査	言 語 聴 覚 検 査	
				10 % 以 下	11 % 〜 89 %	90 % 以 上	正 常	経 過 観 察	要 精 健	要 治 療	検 査 人 数	蛋 白 の み +	潜 血 の み +	蛋 白 ・ 潜 血 +			
3	4,251	4,012	94.4	401	3,223	385	2,817	435	352	408	3,693	7	62	-	901	503	
4	3,795	3,609	95.1	349	2,940	315	2,574	385	284	366	3,283	5	52	2	857	489	
5	3,822	3,643	95.3	387	2,958	289	2,460	407	406	370	3,271	6	69	2	3,588	537	
内 訳	倉敷	1,820	1,826	100.3	202	1,478	139	1,211	203	213	199	1,645	3	40	1	1,834	224
	児島	591	477	80.7	31	410	35	327	63	52	35	429	-	1	1	478	86
	玉島	525	498	94.9	52	398	48	297	83	48	70	449	1	16	-	499	75
	水島	779	740	95.0	85	594	60	541	54	80	65	656	2	9	-	675	141
	真備	107	102	95.3	17	78	7	84	4	13	1	92	-	3	-	102	11

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

※ 屈折・斜視検査(視覚検査の検査項目の一部)について、従来は必要とする児のみを対象としていたが、令和5年度から全受診者に実施するよう変更。

(単位:人)

区分 年度	診査所見(経過観察・要精健・要治療)の内訳															
	耳の異常	鼻咽喉の異常	眼の異常	皮膚疾患	呼吸器疾患	四肢の異常	心臓疾患	胸郭異常	脊柱異常	貧血	ヘルニア	けいれん	精神発達の遅れ	言語発達の遅れ	運動発達の遅れ	その他
3	12	10	1	176	44	2	48	3	-	-	2	23	160	185	3	586
4	8	9	1	120	26	5	37	4	-	-	6	6	119	209	7	519
5	13	22	2	179	30	7	27	7	-	1	2	5	170	208	2	559

<精密健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	要精健児数D	精健票発行数	精健受診児数E	精健受診率E/D(%)	精健結果			精健結果(経過観察・要再検・要治療)内訳									
					異常なし	経過観察・要再検	要治療	耳の異常	鼻咽喉の異常	皮膚疾患	眼の異常	呼吸器疾患	四肢の異常	口腔異常	心臓疾患	脳性小児麻痺	その他
3	352	363	2	80.7	65	185	34	6	1	5	114	-	1	-	2	-	90
4	284	292	226	79.6	59	144	23	1	-	-	93	-	3	-	1	-	134
5	406	425	332	81.8	68	209	55	6	2	1	151	-	4	-	2	-	99

⑤ 先天性代謝異常等検査(医療機関委託事業)

(根拠 岡山県先天性代謝異常等予防対策事業実施要綱)

<事業概要>

先天性代謝異常症等は、放置すると重症心身障がいなど特に知的障がいを生じる恐れがある。

早期に発見し、早期治療を行うことにより予防できることから血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、予防対策の強化を図る。

<対象者>

新生児

<内容>

血液検査

<実施主体>

県

<検査状況>

(単位:人)

年度	受検者数	要精密検査児数	精健受診児数	精密検査結果	
				異常なし	陽性
3	3,831	14	11	7	4
4	3,468	18	17	8	9
5	3,314	15	15	5	10

⑥ 新生児聴覚検査事業(医療機関委託事業)

(根拠 倉敷市新生児聴覚検査事業実施要綱 平成20年倉敷市告示第217号)

<事業概要>

新生児の聴覚障がいを早期に発見し、早い段階から療育等適切な措置を講じられるようにするため、委託医療機関において聴覚検査を実施する。

<対象者>

新生児

第三 健康づくり対策

<内 容>

乳児に対する自動聴性脳幹反応検査の費用の一部(2,840 円/1回)を2回まで現物給付する(自己負担2,700 円)。

<実施時期>

平成 20 年度

※ 岡山県事業として平成 13 年度から実施、平成 20 年度より市町村事業として実施。

<検査状況>

(単位:人)

年度	受検児数	確認検査児数	要精密検査児数	精密検査受診児数	精密検査結果		
					正常	一側性難聴	両側難聴
3	3,654	48	20	15	3	8	4
4	3,346	61	30	21	7	7	7
5	3,178	52	15	7	2	2	3

(6) 妊産婦・新生児等訪問指導事業

(根拠法令 母子保健法 第 17 条)

<事業概要>

訪問による指導を行う必要がある妊産婦・新生児等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に必要な指導を実施し、妊産婦及び新生児の健康保持増進を図るとともに、妊娠又は出産に支障を及ぼす恐れがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の受診を勧奨する。

<対象者>

妊産婦及び新生児

<内 容>

訪問による保健指導及び相談

<訪問数>

(単位:人)

年 度	妊 婦	産 婦	新 生 児
3	154	973	269
4	141	696	211
5	139	755	325

(7) 未熟児養育事業

① 低出生体重児届出、未熟児訪問指導

(根拠法令 母子保健法 第 18 条、第 19 条)

<事業概要>

未熟児を早期に把握することにより、児の養育について適切な保健指導等を実施する。

未熟児の発育・栄養状態、環境調整等について、保健師等が適切な訪問指導を行い、健全な発育を支援する。また、発達のフォローを行い母親の育児不安等への対応を行う。

<対象者>

2,500g未満の低出生体重児(未熟児)

<内 容>

保健師等による訪問指導

<低体重児届出数及び訪問指導数>

(単位:人)

年 度	出 生 数	低体重児届出数	訪問指導延べ数
3	3,846	365	246
4	3,599	357	218
5	3,355	324	191

※ 出生数は、住民基本台帳による。

※ 訪問指導延べ数は、前年度からの継続分を含む。

② 未熟児養育医療の給付

(根拠法令 母子保健法 第20条)

<事業概要>

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行う。

<対象者>

倉敷市に住所を有する出生体重 2,000g以下又は身体発育が未熟なまま出生した乳児であって、医師が入院養育を必要と認めた児(母子保健法第6条第6項)

<内 容>

給付対象…医療保険各法に基づく自己負担分を公費負担する(世帯の所得に応じて一部自己負担あり)。

給付方法…現物給付

<実施時期>

平成13年度より実施

<負担割合>

国 1/2 県 1/4 市 1/4

<給付実績>

(単位:人)

区分 年度	総数	出生時体重						
		1,000g 以下	1,001～ 1,500g	1,501～ 1,800g	1,801～ 2,000g	2,001～ 2,300g	2,301～ 2,500g	2,501g 以上
3	127	15	19	18	25	16	10	24
4	128	11	22	14	31	16	9	25
5	108	14	9	21	26	12	6	20

(8) 健康教育

① パパママセミナー(平成21年度～市民学習センターと共催)

(根拠法令 母子保健法 第9条)

<事業概要>

出産を迎える夫婦に、親になるための心構えや知識を伝え、夫婦で協力して子育てに取り組むことの重要性について広く啓発する。

<対象者>

初めて出産を迎える夫婦

<内 容>

講話(妊娠中の生活、お産の経過とサポート方法、新生児のいる生活について)、実技指導(新生児の抱き方、着替えのさせ方等)等

<事業実績>

(単位:回、組、人)

年度	実施回数	参加組数	参加者数
3	8	186	366
4	10	253	420
5	10	288	575

② 子育てはじめの一步教室

(根拠法令 母子保健法 第9条、第10条)

<事業概要>

子育てに必要な衛生情報と地域の子育て社会資源を情報提供することで、地域全体の育児力を高める。

<対象者>

生後6か月以内の児と子育てをしている人

<内 容>

身体計測(体重・身長・胸囲等)・健康教育・ふれあいタイム(育児情報の交換)・必要に応じて育児相談

第三 健康づくり対策

<実施状況>

(単位:回、人)

年度	区分	実施回数	実参加児数	延べ参加児数	1回平均人数
3		20	142	163	8.2
4		19	102	132	6.9
5		48	323	369	7.7

③ 離乳食と歯の教室

(根拠法令 母子保健法 第9条、第10条)

<事業概要>

離乳食の必要性・与え方や口腔機能の発達を促すための普及啓発と相談を行うことにより、乳児の発育・発達及び親の不安解消等を図る。子育て支援拠点で行うことにより、地域での子育て、仲間づくりも重視し、栄養士と歯科衛生士が食と歯（口腔）両面から離乳食開始を支援する。

<対象者>

5か月前後の乳児とその保護者

<内 容>

離乳食や口腔機能等についての講話、質疑応答

<実施状況>

・実施場所:保健所

(単位:回、人)

年度	区分	実施回数	参加者数	1回平均数
3		10	189	18.9
4		12	148	12.3
5		12	273	22.8

※令和3、4年度は保健所と各支所で離乳食教室を実施。

・実施場所:子育て支援拠点

(単位:回、人)

年度	区分	実施回数	参加者数	1回平均数
3		7	43	6.1
4		12	95	7.9
5		18	122	6.8

※令和3年度から、子育て支援拠点で出張型教室を実施。

④ 子どものための歯の教室

詳細は「6 歯科保健対策」参照

(9) 事後指導

① 乳幼児健全発達支援教室(にこにこ親子教室)

(根拠法令 母子保健法第9条、健やか親子21(第2次))

<事業概要>

1歳6か月児健康診査の事後フォローとして、子育てに不安を有する保護者に対して、グループ活動により、親子のふれあい、子ども同士のふれあいを大切に、親が子どもの発達にあわせた育児ができるように指導を通して、子どもとの関わり方を学ぶことができる。

<対象者>

1歳6か月児健康診査のフォロー児及び子育てに不安を有する保護者

<内 容>

親子遊び・集団遊び・講話など

<事業実績>

(単位:回、人)

区分 年度	実施 回数	実 参加 児数	延べ 参加 児数	参 加 理 由							
				保護者 の不安	言葉の 遅れ	対人 行動	多動	かん しゃく	食事	歯磨き	その他
3	2	17	17	3	8	2	2	1	1	0	0
4	3	14	14	3	13	2	0	0	1	0	0
5	6	43	44	12	32	3	8	7	0	0	3

※ 令和2年度から内容を見直し、各地区の教室を保健所に集約して実施。

② 乳幼児発達相談指導事業

(根拠 倉敷市乳幼児発達相談指導事業実施要領)

<事業概要>

各種乳幼児健康診査・未熟児の訪問指導等において、経過観察が必要であると判断された乳幼児に対し、相談及び指導・支援を実施する。

<対象者>

- ・精神・運動等の発達に問題のある児、または恐れのある児とその保護者
- ・育児負担感があり児童虐待予防のため、カウンセリングが必要と認められる保護者

<内 容>

小児精神相談、すこやか親子相談(虐待予防相談)

<事業実績>

(単位:人)

年 度	区 分	受診数	問題なし	要指導	要継続	要精検	要医療
	すこやか親子相談	8	-	-	8	-	-
	計	9	-	-	9	-	-
4	小児精神相談	1	-	-	-	-	1
	すこやか親子相談	2	-	-	1	-	1
	計	3	-	-	1	-	2
5	小児精神相談	1	-	-	-	-	1
	すこやか親子相談	6	-	-	3	-	3
	計	7	-	-	3	-	4

(10) 産後ケア事業(助産所又は産婦人科医療機関へ委託)

(根拠 母子保健法 第10条、第17条の2、倉敷市産後ケア事業実施要綱 平成28年倉敷市告示第5号)

<事業概要>

出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする母子に対し、助産所又は産婦人科医療機関への入所による母体の保護及び保健指導を実施することにより、母子の健全育成に寄与する。

<対象者>

出産後1年以内の産婦及び乳児であって、助産師等による保健指導や育児指導又は休息を必要とする者

<内容>

助産師等により次の種別により母体管理及び生活面の指導等を行い、現物給付により利用者へ費用の一部を給付する。

- ・宿泊産後ケア 利用上限7泊までの宿泊入所による産後ケア 給付額 12,000円/1泊
- ・日帰り産後ケア 利用上限5日までの日帰り入所による産後ケア 給付額 4,500円/1日

※ ただし、生活保護世帯又は市町村民税均等割額以下の世帯等に属する者は、給付額増額申請可。

第三 健康づくり対策

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<実施時期>

平成 10 年度

※ 日帰り産後ケアは平成 27 年 11 月

<事業実績>

(単位:人、泊、日)

年度	宿泊産後ケア			日帰り産後ケア		
	利用者数	利用延べ泊数	平均利用泊数	利用者数	利用延べ日数	平均利用日数
3	102	297	2.9	156	293	1.9
4	102	262	2.6	104	161	1.5
5	112(7)	270(19)	2.4	86(2)	135(3)	1.6

※ 令和5年度より多胎産婦への市負担加算開始。()は、うち多胎産婦。

(11) 医療費の助成

① 特定不妊治療支援事業

(根拠 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第 0823001 号、岡山県安心こども基金特別対策事業 費補助金(不妊に悩む方への特定治療支援事業) 交付要綱、倉敷市特定不妊治療助成金給付事業実施要綱 平成 22 年倉敷市告示第 357 号)

<事業概要>

不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費が高額である体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)と併せて特定不妊治療のために実施した精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引法(MESA)等精巣又は精巣上体から直接精子を採取する手術(以下「男性不妊治療」という。)について、その治療費の一部を助成する。令和3年1月1日以降に終了した治療から、助成額及び助成対象を拡大した。令和4年度から特定不妊治療は保険適用となったため、移行期間の経過措置としての助成制度となった。令和5年度事業廃止。

<対象者>

以下の条件全てを満たすもの。

- ・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦または生まれた子を認知する意向がある事実婚の夫婦で、申請日現在、倉敷市内に住所のあるもの。
- ・知事の指定する医療機関で、特定不妊治療(特定不妊治療のための男性不妊治療を含む)を行ったもの。
- ・助成を受けようとする治療について、治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満であること。

<内 容>

1回の治療につき治療ステージA、B、D、E及び男性不妊治療は 30 万円まで、治療ステージC、Fについては 10 万円まで助成する。

<助成回数>

- ・令和3年度中に終了する治療(従来制度分)
初めて助成を受けた時の治療について、治療開始日の妻の年齢が 40 歳未満の者については通算6回まで、40 歳以上の者については3回まで助成する。
- ・令和4年度中に終了する治療(経過措置分)
1回のみ助成する。(令和3年度までに上限回数に達している場合は、助成対象外)

※ いずれも助成回数には、他自治体で助成されたものを含む。

※ 出産または妊娠 12 週以降の死産があったときは、それまでの助成回数をリセットできる。

<負担割合>

国(県) 1/2 市 1/2

<特定不妊治療給付実績>

(単位:件、円)

区分 年度	A		B		C	D	E	F	男性 不妊 のみ	合 計	
	体外受精	顕微授精	体外受精	顕微授精						給付件数	支給額
3	13	20	178	226	379	5	78(1)	20	2	921(1)	185,019,463
4	0	2	44	67(1)	84	3	15	6	0	221(1)	46,611,744
5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	200,000

※ A～Fは体外受精・顕微授精の治療ステージ等を示す。

A:新鮮胚移植を実施

B:採卵・受精後1～3周期の間隔をあけて凍結胚移植を実施

C:以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D:体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E:受精できず又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止

F:採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

男性不妊のみ:主治医の方針により、採卵前に男性不妊治療を実施し、精子が得られなかった場合

※※ ()内は、特定不妊治療と併せて実施した男性不妊治療の件数の再掲。

② 不妊検査助成事業

(根拠 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙、倉敷市不妊検査費用助成金給付事業実施要綱 令和3年倉敷市告示第597号)

<事業概要>

不妊検査(先進医療として国が定めるもの)を受ける方に対し、検査費用の一部を助成する。令和3年10月1日より事業開始。

<対象者>

倉敷市に住民登録があり、2回以上の流産、死産の既往があるもの。

<内 容>

不妊検査に要した先進医療部分(保険適用外)の費用で、1回の検査につき6万円まで助成する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

(単位:件、円)

年度	件数	支給額
4	2	100,000
5	1	46,000

③ 自立支援医療(育成医療)の給付

(根拠法令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条 平成17年11月7日 法律第123号)

<事業概要>

身体に障がいのある児を早期発見、早期治療することにより障がいの除去又は軽減を図り、生活能力を得られるよう、治療の必要な児童に対して医療の給付を行う。

<対象者>

倉敷市に住所を有する満18歳未満の身体に障がいのある児童であって確実な治療効果が期待されるもの。

<内 容>

医療保険各法に基づく自己負担部分の内、医療費の1割と入院時食事療養費を除いて公費負担する。

(医療費の1割については所得に応じて負担上限額あり)

給付方法・・・現物給付

<実施時期>

平成14年度より実施

<負担割合>

国 1/2 県 1/4 市 1/4

第三 健康づくり対策

<申請・承認件数>

年度	区分	申請件数	承認件数
3		44	40
4		38	38
5		46	44

④ 療育医療の給付

(根拠法令 児童福祉法 第20条 昭和22年12月12日法律第164号)

<事業概要>

長期の入院治療を要する結核児童に対して必要な医療の給付を行うとともに、心身の健全な育成のために学習品及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。

<対象者>

倉敷市に住所を有する満18歳未満の児童であつて、医師が入院を必要と認めたもの。

<内 容>

- ・医療の給付・・・保険診療から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び医療保険各法に基づく給付を控除した自己負担分を公費負担する。
- ・物品の給付・・・現物給付

<実施時期>

平成14年度より実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<給付実績>

年度	区分	申請件数	承認件数
3		0	0
4		0	0
5		0	0

(12) 親子クラブ支援事業

(根拠法令 母子保健法第9条)

<事業概要>

育児や健康について共に考え、母親同士の交流を深める場の提供により、母親の育児支援と子の健全育成を図る。

<対象者>

就園前の児と母親

<内 容>

- ・支援事業(健康講話・交流会・リズム体操・親子体操・リーダー研修会等)
- ・自主活動(運動会・遠足・クリスマス会・バス旅行等)

<会員数及び役員会・研修会の開催実績>

(単位:世帯、回、人)

年度	区分	親子クラブ数	会 員 数		役 員 会 ・ 研 修 会	
			子 ども	世 帯	回 数	人 数
3		25	308	275	21(4)	230(72)
4		22	285	258	29(5)	434(80)
5		20	265	241	32(7)	313(123)

※ ()内は、親子クラブネットワークの数の再掲。

※ 会員数については各年度9月1日時点での数。

4 成人保健対策

(1) 健康教育

(根拠法令 健康増進法 第17条第1項)

<事業概要>

生活習慣病予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らつくる。」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。

<対象者>

40歳以上64歳以下の者。ただし、内容・対象者の状況により家族にも行う。

<内 容>

集団健康教育:一般・歯周疾患・ロコモティブシンドローム・COPD・病態別等

<負担割合>

県 2/3 市 1/3

<40～64歳を対象とした実績>

年 度	回数 (回)	人数 (人)
3	396	5,164
4	481	6,602
5	640	9,963

<令和5年度成人健康教育実績>(40～64歳以外の年齢も含む)

	内 容	回数 (回)	人数 (人)
が ん	胃 が ん	1	17
	大 腸 が ん	47	1,516
	肺 が ん	14	431
	乳 が ん	63	1,729
	子 宮 が ん	26	616
	そ の 他 の が ん	2	57
	一 般	442	15,642
	歯 周 疾 患	35	1,880
	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)	7	159
	COPD(慢性閉塞肺性疾患)	3	320
	メタボリックシンドローム (肥満・高血圧・脂質異常症・心疾患含む)	2	30
	糖 尿 病	55	2,164
	脳 卒 中	11	200
	認 知 症	36	1,163
	薬	1	20
	計	745	25,944

(2) 健康相談

(根拠法令 健康増進法 第17条第1項)

<事業概要>

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

<対象者>

40歳以上64歳以下の者。ただし、内容・対象者の状況により家族にも行う。

<内 容>

・重点健康相談:高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症・女性の健康・病態別・総合健康相談

第三 健康づくり対策

<負担割合>

県 2/3 市 1/3

<40～64歳を対象とした実績>

年 度	回数 (回)	人数 (人)
3	227	286
4	161	335
5	132	716

<令和5年度成人健康相談実績> (40～64歳以外の年齢も含む)

回数 (回)	人数 (人)
240	1,040

(3) 健康診査事業

(根拠法令 健康増進法 第19条の2、健康増進法施行規則 第4条の2第4号)

① 健康診査

<事業概要>

循環器疾患等又はその危険因子を早期発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけることによって、これらの疾患等を予防するために実施する。

<対象者>

40歳以上の市民のうち医療保険に加入していない者

<内 容>

問診、内科診察、身体・腹囲計測、血圧測定、血液検査(中性脂肪、HDL・LDLコレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、貧血、血清クレアチニン、eGFR、尿酸)、尿検査、心電図検査

※ 眼底検査(医師の判断により実施)

※ 腹囲計測、貧血検査、心電図検査、眼底検査は、40～75歳のみ実施

平成29年度から介護家族訪問健康診査は廃止

<負担割合>

県 2/3 市 1/3

<対象者・受診者数> (単位:人)

区分 年度	計	受診者数	
		集団検診	医療機関
3	336	2	334
4	367	3	364
5	388	3	385

② 胃がん検診

<事業概要>

胃がんを早期に発見し、治療に結びつけるために実施する。

<対象者>

50歳以上の市民

<受診間隔>

2年に1回

<内 容>

問診・胃部エックス線検査または胃内視鏡検査

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		9,577	4,722	1,230	966	1,952	707
4		6,815	3,337	957	654	1,503	364
5		9,713	4,817	1,232	960	2,062	642

<検査結果>

(単位:人)

年度	区分	受診者数			要精密検査		※精密検査受診者数	※精密検査受診率(%)	※がんであった者
		エックス線	内視鏡	計	人数	率(%)			
3		3,533	6,044	9,577	549	5.7	465	84.7	27
4		2,439	4,376	6,815	371	5.4	308	83.0	25
5		3,253	6,460	9,713	-	-	-	-	-

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

※ エックス線は令和2年度まで集団検診を実施していたが、令和3年度から廃止。

③ 子宮頸がん検診

<事業概要>

子宮頸部及び体部に発生するがんを早期発見し、早期治療を行うために実施する。

<対象者>

20歳以上の女性(市民)

<内容>

問診・子宮頸部の細胞診及び内診等

※ 子宮体部細胞診は医師が必要と認めた人のみ実施

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		21,973	10,810	2,782	3,059	4,273	1,049
4		22,197	11,004	2,720	3,128	4,221	1,124
5		23,546	11,717	2,901	3,299	4,546	1,083

<検診結果>

(単位:人)

年度	区分	要精密検査		※精密検査受診者数	※精密検査受診率(%)	※異形成であった者	※子宮頸がんであった者
		人数	率(%)				
3		399	1.8	347	87.0	134	3
4		344	1.5	296	86.0	123	4

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

<子宮体部>

(単位:人)

年度	区分	子宮体部受診者数	要精密検査		※精密検査受診者数	※精密検査受診率(%)
			人数	率(%)		
3		242	3	1.2	2	66.7
4		198	3	1.5	3	100.0
5		239	-	-	-	-

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

第三 健康づくり対策

④ 乳がん検診

<事業概要>

乳房に発生するがんを早期に発見し、治療に結びつけるために実施する。

<対象者>

40歳以上の女性(市民)

<内 容>

問診・視触診及びマンモグラフィ

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		19,526	9,371	2,533	2,842	3,811	969
4		19,931	9,720	2,575	2,888	3,716	1,032
5		20,618	10,058	2,641	2,940	3,985	994

<検診結果>

(単位:人)

年度	区分	要精密検査		※精密検査	※精密検査	※がんで
		人数	率(%)	受診者数	受診率(%)	あった者
3		825	4.2	762	92.4	65
4		798	4.0	750	94.0	57

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

⑤ 肺がん検診

<事業概要>

肺がんの早期発見・早期治療のために実施する。

<対象者>

40歳以上の市民

<内 容>

胸部エックス線検査

喀痰細胞診は、対象者を原則 50 歳以上で胸部エックス線検査を受診した者のうち、

喫煙指数 600 以上の者を対象。

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		26,727	11,936	3,739	4,496	4,570	1,986
4		27,870	12,629	3,928	4,510	4,802	2,001
5		28,823	13,162	3,959	4,514	5,149	2,039

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数					
		胸部レントゲン		計	喀痰		計
		集団検診	医療機関		集団検診	医療機関	
3		11,553	15,174	26,727	206	340	546
4		11,365	16,505	27,870	185	319	504
5		10,924	17,899	28,823	156	348	504

< 検診結果 > (単位:人)

年度	要精密検査		※精密検査 受診者数	※精密検査 受診率(%)	※がんで あった者
	人数	率(%)			
3	196	0.7	166	84.7	8
4	245	0.9	182	74.3	7

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。
平成 28 年度より、国の基準に合わせ、要精密検査のうち「がん疑い」の数を計上。

⑥ 大腸がん検診

< 事業概要 >

大腸がんを早期発見し、治療に結びつけるために実施する。

< 対象者 >

40歳以上の市民

< 内 容 >

問診・免疫学的方法による便潜血反応

< 受診者数 > (単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		24,828	11,950	3,397	2,919	5,275	1,287
4		25,142	12,254	3,355	2,973	5,298	1,262
5		26,105	12,623	3,473	2,971	5,728	1,310

< 検診結果 > (単位:人)

年度	区分	要精密検査		※精密検査 受診者数	※精密検査 受診率(%)	※がんで あった者
		人数	率(%)			
3		1,934	7.8	1,263	65.3	32
4		1,851	7.4	1,250	67.5	29

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

⑦ 肝炎ウイルス検診

< 事業概要 >

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させるために実施する。

< 対象者 >

40歳以上の市民 ただし、平成 14 年度以降に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者を除く。

< 内 容 >

問診・C型肝炎ウイルス検査・B型肝炎ウイルス検査

< 負担割合 >

県 2/3 市 1/3

< 受診者及び判定結果 > (単位:人)

年度	区分	受診者数				結 果	
		C型+B型	C型のみ	B型のみ	計	C型抗体陽性者	B型抗原陽性者
3		3,152	25	10	3,187	7	52
4		3,159	30	10	3,199	10	31
5		2,834	27	22	2,883	8	37

第三 健康づくり対策

<肝炎ウイルス検診個別勧奨事業>

(根拠通知 平成20年3月31日 健発第0331009号厚生労働省健康局長通知)

倉敷市が実施する肝炎ウイルス検診において、特定の年齢に達した市民に対して、受診料を無料にすることで受診促進を図り、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図る。

<肝炎ウイルスに関する健康指導実績> (単位:回、人)

年度	区分	健康教育		健康相談	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
5		0	0	0	0

⑧ 前立腺がん検診

<事業概要>

前立腺がんを早期に発見し、早期治療およびがん患者の生活の質の向上を図るために実施する。

<対象者>

50歳以上の男性(市民)

<内 容>

問診、血液検査【PSA(前立腺特異抗原)検査】

<受診者数及び検診結果>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	要精密検査		※精密検査	※精密検査	※がんで あった者
			人数	率(%)	受診者数	受診率(%)	
3		8,518	631	7.4	539	85.4	64
4		9,078	712	7.8	608	85.4	67
5		9,188	-	-	-	-	-

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

(4) 女性の健康づくり推進事業(女性の一般健康診査)

(根拠通知 昭和53年4月11日 衛発第328号 厚生省公衆衛生局長通知)

<事業概要>

健康診査の機会のない女性に対し、やせ、貧血、生活習慣病などの早期発見、早期治療のため実施する。

<対象者>

20歳～39歳までの女性(市民)

<内 容>

血液検査【貧血(血色素・ヘマトクリット・赤血球数)、血中脂質(LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪)】、尿検査(尿糖・尿蛋白・尿潜血)、身体計測(身長・体重)、血圧測定

<受診者数及び診査結果>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	L D L		H D L		中性脂肪		貧 血	
			異常	率(%)	異常	率(%)	異常	率(%)	異常	率(%)
3		2,268	643	28.4	38	1.7	150	6.6	320	14.1
4		2,184	562	25.7	29	1.3	176	8.1	334	15.3
5		2,094	584	27.9	26	1.2	155	7.4	333	15.9

(5) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

(根拠通知 平成30年3月28日 健発0328第20号 厚生労働省健康局長通知)

<事業概要>

特定の年齢に達した市民に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と無料クーポン券を送付し、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図る。

<対象者>

子宮頸がん検診:20歳の女性(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)

乳がん検診:40歳の女性(昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生まれ)

※年齢は前年度に達した年齢。

<対象者数及び受診者数> (単位:人)

区 分	対象者数	受診者数
子宮頸がん	2,439	142
乳がん検診	2,897	452

(6) くらしき健康福祉プラザ委託事業

健康づくり事業 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団へ委託

<事業概要>

健康実践セミナー・栄養セミナー・休養セミナー、トレーニングルームのフリー利用・各種運動教室、個別相談、健康づくり普及啓発のための地域活動等の事業を平成13年度から行っている。

18歳以上で生活習慣を改善したい人を対象に、健康づくりの三要素である「栄養・運動・休養」を重視し、心身の健康を維持・増進することにより、活力ある生活が送れるよう一人ひとりの健康づくりを支援する。

<事業実績>

年 度		3	4	5
ヘルスチェック参加人数		301	394	372
フリー利用参加人数		8,320	17,954	19,740
健康づくり 実践セミナー	開催回数(回)	3	10	10
	参加人数(人)	24	97	128
栄 養 セ ミ ナ ー	開催回数(回)	8	13	11
	参加人数(人)	80	160	141
休 養 セ ミ ナ ー	開催回数(回)	11	11	12
	参加人数(人)	191	263	271
出前健康教室	開催回数(回)	50	93	104
	参加人数(人)	550	2,878	4,240
お で かけ 健 康 教 室	開催回数(回)	186	106	91
	参加人数(人)	2,562	1,569	1,341
個 別 相 談	参加人数(人)	86	99	89

※ 個別相談は随時開催

※ 参加人数は延人数

(7) 倉敷市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導

① 特定健康診査

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律 第20条)

<事業概要>

メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を実施し、健康の保持に努める必要がある者を抽出する。

<対象者>

当該年度に40歳に達する者から75歳未満(誕生日の前日)の倉敷市国民健康保険の加入者を対象とする。ただし、厚生労働大臣が告示(平成20年厚生労働省告示第3号)に定める者は除く。

第三 健康づくり対策

<内 容>

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査、尿酸検査、貧血検査、心電図検査、眼底検査(眼底検査は医師の判断により実施)

<対象者数及び受診者数>

倉敷市国民健康保険特定健康診査対象者数及び受診者数(法定報告実績報告) (単位:人)

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率(%)
2		65,397	16,900	25.8
3		63,184	16,980	26.9
4		59,039	16,002	27.1

※ 令和5年度は令和7年3月に公表予定

② 特定保健指導

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律 第24条)

<事業概要>

特定健康診査の結果により抽出された健康の保持に努める必要がある者に対し、早期に介入し、行動変容・改善を図る。

<対象者>

当該年度に倉敷市国民健康保険特定健康診査を受診した者のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第4条の規定に該当する者を対象者とする。

特定健康診査の検査項目(腹囲・BMI・血糖・脂質・血圧)の結果により、内臓脂肪の蓄積の程度、リスクの高さ、喫煙の有無、年齢に応じ、動機付け支援の対象者と積極的支援の対象者に分けている。

<内 容>

市は特定保健指導対象者に、利用券を交付し、特定保健指導を受けることを勧奨する。

医師、保健師、管理栄養士等が、初回面接において、対象者の現在の生活を振り返り、各人のライフスタイルに合った行動計画を立て、生活習慣改善の支援を行う。

3～6か月後に身体状況や生活習慣の変化などを確認し、行動計画を実績評価する。

<対象者数及び実施者数>

倉敷市国民健康保険特定保健指導対象者数及び実施者数(法定報告実績報告) (単位:人)

年度	区分	対象者数	実施者数	実施率(%)
2		2,045	322	15.7
3		2,006	307	15.3
4		1,846	252	13.7

※ 令和5年度は令和7年3月に公表予定

③ 国保保健事業

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律)

<事業概要>

特定健診未受診者対策、特定保健指導未利用者対策、糖尿病重症化予防等を実施する。

<対象者>

・特定健診継続受診対策

特定保健指導未利用であり、翌年度国保特定健診が未受診である者

・特定保健指導未利用者対策

特定保健指導未利用の者

・受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨

糖尿病の指標となる検査値が受診勧奨判定値に該当し、未治療の者

・糖尿病予防教室

糖尿病の指標となる検査値が保健指導判定値に該当し、未治療の者

<内 容>

対象者に電話または郵送で勧奨及び一般保健指導(健康相談)または、教室で健康教育を行う。

<事業実績>

令和5年度 (単位:人)

事業名	実施者数
特定健診継続受診対策	394
特定保健指導未利用者対策	1,241
受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨	206
糖尿病予防教室	-
非肥満者に対する糖尿病予防のための保健指導	67

※ 糖尿病予防教室の事業は令和5年度から廃止

④ 特定健康診査・特定保健指導等説明会及び研修会

<内 容>

- ・特定健康診査・特定保健指導等の実施における変更点、注意点に関する説明会
- ・効果的な特定保健指導を行うための研修会

<対 象>

倉敷市内の健康診査・がん検診等を実施している医療機関及び特定保健指導実施医療機関

<協力機関>

倉敷市連合医師会

<事業実績>

令和5年度

研修名	参加機関数	人数
倉敷市けんしん事務説明会及び国保特定保健指導事務説明会	-	-
倉敷市特定保健指導実施者研修会	20	21

※ 倉敷市けんしん事務説明会及び国保特定保健指導事務説明会は、令和5年度より動画配信にて実施

(8) 長寿健康診査

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律 第125条)

<事業概要>

生活習慣病を早期に発見して、健康の保持増進を図るために、健康診査を実施する。

<対象者>

後期高齢者医療制度の加入者を対象者とする。

※ 平成27年度から、血圧を下げる薬、インスリン注射または血糖を下げる薬、コレステロール・中性脂肪を下げる薬を使用している者は本人が希望し、かかりつけ医が認めた場合は受診可能。

<内 容>

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査、尿酸検査

<対象者数及び受診者数>

倉敷市長寿健康診査対象者数及び受診者数

(単位:人)

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率(%)
3		66,187	8,221	12.4
4		68,462	8,946	13.1
5		71,750	10,218	14.2

5 栄養改善対策

(1) 母子栄養改善対策

(根拠法令 健康増進法 第 17、18 条 平成 15 年5月1日施行)

<事業概要>

健康の保持増進を図るため、食事等に関する事項について市民の相談に応じる他、必要な指導及び助言を行う。

<対象者>

妊産婦及び 20 歳未満の市民

<内 容>

電話相談、母子保健事業における栄養相談・指導、親子クラブ等への指導

(単位:人)

年度	区分 対象	個別指導						集団指導				
		栄養指導	(再掲)		運動指導	(再掲)		栄養指導	(再掲)		休養指導	
			栄養指導	病態別		訪問による栄養指導	運動指導		病態別	栄養指導		病態別
3	妊産婦	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	1,602	387	2	-	-	-	268	-	-	-	-
	20歳未満 (乳幼児を除く)	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	妊産婦	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	2,040	346	4	-	-	-	242	-	-	-	-
	20歳未満 (乳幼児を除く)	1	0	-	-	-	-	100	-	-	-	-
5	妊産婦	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	2,704	455	0	-	-	-	820	-	-	-	-
	20歳未満 (乳幼児を除く)	3	0	-	-	-	-	340	-	-	-	-

(2) 成人・高齢者等栄養改善対策

(根拠法令 健康増進法 第 17、18 条 平成 15 年5月1日施行)

<事業概要>

健康の保持増進を図るため、食事等に関する事項について市民の相談に応じる他、必要な指導・助言を行う。

<対象者>

20 歳以上(妊産婦を除く)の市民

<内 容>

電話相談、出前講座等における相談・指導

(単位:人)

年度	区分 対象	個別指導						集団指導				
		栄養 指導	(再掲) 栄養 指導 別	(再掲) 訪問 による 栄養 指導	運動 指導	(再掲) 運動 指導 別	休 養 指 導	栄養 指導	(再掲) 栄養 指導 別	運 動 指 導	(再掲) 運 動 指 導 別	休 養 指 導
3	20歳以上 (妊産婦を除く)	35	12	-	70	-	-	690	-	4,314	0	4,743
4	20歳以上 (妊産婦を除く)	411	24	-	489	-	-	1,620	-	2,820	42	7,112
5	20歳以上 (妊産婦を除く)	142	10	0	654	-	-	1,602	-	3,604	20	4,580

※ 地域保健・健康増進事業報告からプラザ健康づくり委託分実績を除く。

(3) 専門的栄養指導・相談事業

(根拠法令 健康増進法 第18条 平成15年5月1日施行)

<事業概要>

疾病を有する市民に対して、日常生活における食事等の助言を行うことにより、不安解消や症状の維持・改善を図り生活の質の向上を目指す。

<対象者>

疾病を有する市民

<内 容>

- ・病態栄養相談
- ・難病栄養相談
- ・病態別栄養相談

(単位:件)

年度	区分	肥満	脂質異常	糖尿病	高血圧	その他
3		0	1	2	3	6
4		0	0	10	1	13
5		0	0	5	1	4

(4) 特定給食施設における栄養管理の充実

① 給食施設の状況

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない	施設数計
		施設数	管理栄養士	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	指定施設 ①	2	26	1	38	8	1	1	-	4
	(1回300食以上又は1日750食以上指定施設①を除く)②	30	33	4	14	10	6	6	2	42
	(①、②を除く)1回100食以上又は1日250食以上	41	94	44	126	58	31	49	10	126
その他の給食施設		47	81	20	35	26	22	32	16	105

※ 衛生行政報告例による

② 給食施設指導

(根拠法令 健康増進法 第18、22、23、24条 平成15年5月1日施行)

<事業概要>

特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設に対して、栄養管理等の状況について巡回指導や研修会を行うことにより、当該施設関係者の栄養に関する知識の向上や調理技術の改善等を図り、喫食者の健康づくりの推進に資する。

<対象者>

特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設

<内容>

・巡回指導、相談

年度	巡回指導件数	相談
3	7	64
4	15	9
5	33	9

※ 令和3、4年度は感染症拡大防止のため巡回指導は縮小。

・研修会

年度	区分	開催日	参加施設数(参加者数)	内容
3	栄養管理研修会	令和3年12月10日	90施設(113人)	「食事摂取基準の活用でおいしい給食の提供を！」「特定給食施設に係る各種届出の提出について」「くらしき3ベジプロジェクトについて」
4	栄養管理研修会	令和4年12月9日 令和4年12月13日	73施設(86人)	「心の健康づくり～より良い人間関係を作る～」 「特定給食施設に係る各種届出の提出について」「くらしき3ベジプロジェクトについて」
5	栄養管理研修会	令和5年11月24日	107施設(112人)	給食施設における災害時の食支援を考える

※ 令和3、4年度は感染症拡大防止のため研修会はオンライン研修、令和5年度はハイブリッド形式オンライン研修。

(5) 食品に関する栄養情報提供体制の整備

(根拠法令 食品表示法、健康増進法第 43～69 条)

<事業概要>

市民及び食品製造業者に対して、食品表示(保健事項)の正しい知識が得られるよう指導等を行うことにより、市民の健康づくりの推進を図る。

<対象者>

一般市民及び食品製造・販売業者

<内 容>

相談窓口の開設

食品表示に関する相談

区分 年度	栄養成分表示	健康食品虚偽 誇大広告	特定用途食品	特定保健用食品	栄養機能食品
3	99	5	1	-	1
4	94	3	-	-	-
5	64	1	1	0	2

(6) 栄養改善協議会組織育成

<事業概要>

食を通じた健康づくりから地域づくりを目指し、地域のリーダーとして、ボランティア活動を実践している栄養委員の養成と組織育成を図る。

<対象者>

栄養委員

<内 容>

栄養委員の養成・研修会等の組織活動に対する支援

① 栄養教室

年度	区分	開 催 状 況			当初からの修了状況	
		教室数	参加者数	修了者数	教室数	修了者数
3		-	-	-	398	8,609
4		5	96	88	403	8,697
5		5	71	63	408	8,760
(内 訳)	倉 敷	1	23	22		
	児 島	1	10	10		
	玉 島	1	13	12		
	水 島	1	17	14		
	真 備	1	8	5		

※ 教室6回コースで開催し、5回以上の出席者に修了証を交付している。

※ 令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

第三 健康づくり対策

② 栄養委員ステップアップ研修会

<内 容> 講演、調理実習

年 度	回 数	参加者数(延べ)	
3	5	133	
4	5	113	
5	10	319	
(内 訳)	倉 敷	2	90
	児 島	2	72
	玉 島	2	74
	水 島	2	59
	真 備	2	24

※ 栄養委員を育成するための研修会(令和元年度までの旧名称:栄養委員リーダー研修会)

※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各地区1回のみ実施。

③ 栄養委員数及び組織活動に対する支援実績

年 度	区 分	地 区 組織数	世帯数	栄養委員数	栄養委員1人 当たりの世帯数	組織活動に対する支援	
						回 数	延べ人数
3		57	215,881	1,009	214	146	1,396
4		55	216,756	929	233	200	1,938
5		53	218,626	873	250	247	2,671
(内 訳)	倉 敷	15	104,954	213	493	41	453
	児 島	10	31,008	215	144	53	479
	玉 島	13	31,580	184	172	40	485
	水 島	10	42,351	174	243	36	284
	真 備	5	8,733	87	100	50	281
	全 市						27

※ 世帯数は前年度3月31日現在、栄養委員数は当該年度4月1日現在

6 歯科保健対策

(1) 健康教育

① 子どものための歯の教室

ア 根拠法令

母子保健法 第10条、第14条

歯科口腔保健法 第2条

イ 事業概要

乳児期からの歯・口の健康がその後の成長・発達に与える影響もあることから、むし歯予防をはじめ健全な口腔機能の発達を支援するため、月齢や児に合わせた具体的な情報提供を行い、口腔の健全育成を図る。

ウ 対象者

就学前の乳幼児および各健診等でフォローが必要な者。

エ 内 容

歯科衛生士による歯科相談

歯科衛生士による健康教育

オ 事業実績

年度	回数	全人数(組)	個別相談	
			相談件数	(再掲)フォロー
3	4	19	13	4
4	5	20	19	2
5	12	49	44	9

② 離乳食と歯の教室

詳細は「3 母子保健対策」参照

③ 乳幼児や児童生徒を対象とした歯科健康教育、歯科相談

ア 事業概要

むし歯や歯周病予防のみでなく口腔機能の発達も含め口腔の健全な育成のために、歯科健康教育を通じ、歯科保健に関する知識の普及・啓発を図る。また、歯・口の健康づくり等について市民の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

イ 対象者

市民、子育て支援拠点利用者、親子クラブ、保育園、幼稚園、小学校等

ウ 内容

歯科衛生士による健康教育、歯科相談、ブラッシング指導

エ 事業実績

・歯科健康教育実績

年度	回数	人数
3	1	27
4	1	16
5	4	39

・歯科相談実績

年度	回数	人数
3	51	51
4	20	20
5	21	21

・学校等での健康教育実績

区分 年度	保育園		幼稚園		小学校		中学校		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3	-	-	-	-	1	45	-	-	1	45
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	3	203	-	-	3	203

④ 成人や高齢者を対象とした歯科健康教育、歯科相談

ア 事業概要

歯・口の健康の保持増進が生活の質の向上につながることから、あらゆる機会を通してむし歯や歯周病予防及びオーラルフレイル予防等を広く啓発することにより、生涯自分の歯、口で食べられる人が増えることを目指す。また、歯・口の健康づくり等について市民の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

イ 対象者

市民、栄養教室、栄養改善協議会、愛育委員会、老人クラブ、職域等

ウ 内容

歯科衛生士による歯科健康教育、歯科相談、ブラッシング指導

エ 事業実績

・歯科健康教育実績

年度	回数	人数
3	8	329
4	36	1,600
5	35	1,880

・歯科相談実績

年度	回数	人数
3	3	22
4	18	351
5	32	488

(2) 健康診査事業

① 妊婦歯科健康診査

ア 根拠法令

健康増進法に準ずる

イ 事業概要

妊娠による女性ホルモンの急増や悪阻による口腔環境の悪化等から生じる歯周病やう蝕の増加、早産や低体重児出産のリスクを低減するため、歯周病やむし歯の早期発見、口腔環境の改善等の歯科保健指導を行うことで、妊婦自身だけでなく胎児の健全な育成に寄与する。

ウ 対象者

妊婦

エ 内容

口腔内診査、歯科保健指導

オ 委託先

倉敷歯科医師会、児島歯科医師会、玉島歯科医師会、都窪歯科医師会、吉備歯科医師会

カ 事業実績

<診査結果>

(単位:人)

年 度	受診者数	検 診 結 果		
		異 常 な し	要 指 導	要精密検査
3	1,740	223	724	793
4	1,607	164	439	1,004
5	1,563	161	414	988

<歯科医師会別実施状況>

(単位:人)

年度	歯科医師会						計
	倉敷	児島	玉島	都窪	吉備		
3	1,186	132	260	138	24	1,740	
4	1,098	139	216	131	23	1,607	
5	1,056	116	221	143	27	1,563	

② 1歳6か月児歯科健康診査

ア 根拠法令

母子保健法 第12条

イ 事業概要

基本的な食習慣の形成や歯みがきの正しい知識等の歯科保健指導を実施することにより、3歳児健康診査時の、むし歯有病者率の低下と口腔の健全な育成を図る。

ウ 対象者

1歳6か月児

エ 内容

歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科指導

オ 事業実績

年度 \ 区分		対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	むし歯有病者数(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)
3		3,859	3,745	97.0	19	0.5	0.01
4		3,767	3,677	97.6	21	0.6	0.01
5		3,683	3,601	97.8	14	0.4	0.01
(内訳)	倉敷	1,806	1,832	101.4	8	0.4	0.01
	児島	520	457	87.9	1	0.2	0.01
	玉島	507	514	101.4	0	0.0	0.00
	水島	752	704	93.6	5	0.7	0.02
	真備	98	94	95.9	0	0.0	0.00

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

③ 2歳児歯科健康診査

ア 根拠法令

母子保健法 第13条、歯科口腔保健の推進に関する法律 第2条

イ 事業概要

自我の芽生えにより食習慣が乱れやすい等育児上困難な時期に、基本的食習慣や歯磨き習慣などの確認をすることにより、むし歯予防や口腔機能の育成等について指導を行うことで口腔の健全育成を図る。

ウ 対象者

2歳0か月児

エ 内容

歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科指導、フッ素塗布(希望者のみ)

オ 事業実績

年度 \ 区分		対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	むし歯有病者数(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)
3		3,860	2,849	73.8	77	2.7	0.07
4		3,813	2,903	76.1	58	2.0	0.05
5		3,783	2,856	75.5	53	1.9	0.06
(内訳)	倉敷	1,835	1,424	77.6	7	0.5	0.01
	児島	498	352	70.7	16	4.5	0.14
	玉島	573	433	75.6	15	3.5	0.12
	水島	774	570	73.6	13	2.3	0.07
	真備	103	77	74.8	2	2.6	0.13

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

※ 平成21年度より、フッ素塗布を実施(希望者のみ)。

④ 3歳児歯科健康診査

ア 根拠法令

母子保健法 第12条

イ 事業概要

乳歯列が完成し、むし歯が多発し始める時期に、むし歯予防や口腔機能の育成等に関して指導を行い、口腔の健全育成を図る。

ウ 対象者

3歳6か月児

エ 内容

歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科指導

第三 健康づくり対策

オ 事業実績

年 度	区 分	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	むし歯有病者数(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)
		3		4,251	4,012	94.4	404
4		3,795	3,606	95.0	316	8.8	0.27
5		3,822	3,641	95.3	280	7.7	0.23
(内訳)	倉 敷	1,820	1,824	100.2	111	6.1	0.18
	児 島	591	477	80.7	46	9.6	0.29
	玉 島	525	498	94.9	35	7.0	0.20
	水 島	779	740	95.0	76	10.3	0.30
	真 備	107	102	95.3	12	11.8	0.32

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

⑤ 難病歯科相談

詳細は「2 難病対策」参照

⑥ 歯周病検診事業

ア 事業概要

全身疾患を引きおこす原因となる歯周病を早期発見するとともに、検診の実施により自己管理能力高揚させ、歯磨き等の口腔保健行動の改善につなげ、歯周病を予防するとともに、60歳及び70歳の者については、口腔機能検査も実施し、口腔機能の維持向上を図ることを目的とする。

イ 対象者

40歳、50歳、60歳、70歳の者

ウ 内 容

口腔内診査、歯科保健指導、口腔機能検査(60歳・70歳のみ)

エ 委託先

倉敷歯科医師会、児島歯科医師会、玉島歯科医師会、都窪歯科医師会、吉備歯科医師会

オ 事業実績

<診査結果>

(単位:人)

年 度	区 分	受診者数	検 診 結 果		
			異 常 な し	要 指 導	要精密検査
3		592	74	196	322
4		641	55	139	447
5		714	65	158	491
年 齢 別	40歳	121	17	39	65
	50歳	190	17	41	132
	60歳	190	17	37	136
	70歳	213	14	41	158

<歯科医師会別実施状況>

(単位:人)

年 度	歯科医師会	倉敷	児島	玉島	都窪	吉備	計
3		378	67	79	55	13	592
4		400	80	85	60	16	641
5		439	110	90	54	21	714

⑦ お口の健康アップ事業

ア 事業概要

市民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、口腔の健康保持増進のための啓発強化や歯科医院

への通院が困難な人を対象にした訪問歯科健康診査の実施、さらに、これらを円滑に推進するために歯科専門職の育成を図ることを目的とする。

イ 訪問歯科健康診査

<対象者>

疾病や障がいにより歯科医院への通院が困難であり、かつ健診の受診が可能な者

<内 容>

歯科医師による歯科健康診査等

<委託先>

倉敷歯科医師会、児島歯科医師会、玉島歯科医師会、都窪歯科医師会、吉備歯科医師会

<歯科医師会別実施状況>

(単位:人)

年度	歯科医師会	倉敷	児島	玉島	都窪	吉備	計
3		46	9	28	17	0	100
4		49	5	36	14	8	112
5		50	4	31	15	11	111

<診査結果>

(単位:人)

年度	区分	診査のみ	要指導	要治療
3		22	26	52
4		17	33	62
5		23	26	62

(3) イベント事業

歯の健康フェア

ア 事業概要

市民が参加しやすいイベントを開催し、体験学習等を通じて、歯科疾患の早期予防、健康管理について広く啓発することにより、口腔衛生意識の向上を図り、生涯自分の歯と口で食べることができる市民を増やすことを目指す。

イ 対象者

市民

ウ 委託先

倉敷歯科医師会

7 たばこ対策

(根拠法令 健康増進法 第25条、第31条)

<事業概要>

あらゆる年代の市民を対象に、健康教育・健康相談等の機会を通して、たばこの健康影響に関する正しい知識の普及啓発を行い、特に妊婦や未成年者に対する喫煙防止、禁煙の推進を図る。

また、喫煙を主な原因とするCOPD(慢性閉塞性肺疾患)は、禁煙により予防が可能であるため、COPDについての知識の普及啓発により禁煙を推進する。

さらに、健康増進法の一部改正により受動喫煙対策が強化されたことを受け、「望まない受動喫煙」が生じないよう、改正法の内容を周知し、受動喫煙対策の啓発を図る。

<事業内容>

- ・たばこの健康影響に関する知識の普及啓発及び健康相談
- ・妊婦や満20歳未満の喫煙防止対策
- ・COPDについての知識の普及啓発
- ・世界禁煙デー街頭啓発の実施
- ・受動喫煙対策の啓発

第三 健康づくり対策

・施設の受動喫煙対策に係る相談・指導及び助言
＜受動喫煙に関する相談・指導及び助言件数＞

年度	相談・指導及び助言件数
3	48
4	35
5	21